

田辺市立小中学校あり方検討委員会 第9回会議 発言要旨

1. 日時：平成21年7月30日(木)午後1時30分～午後4時00分

2. 場所：市民総合センター 4階 交流ホール

3. 出席者：委員：加治佐委員、黒田委員、泉ふ委員、庄司委員、城委員、山本な委員、田中委員、小坂委員、廣田委員、竹中委員、柿平委員、岡山委員、寒川委員、森本委員、中山委員、泉と委員、山本し委員

事務局：濱田次長、廣田学校教育課長、弓場教育総務課長、鈴木龍神教育事務所長、西川中辺路教育事務所長、岩本大塔教育事務所長、杉本本宮教育事務所長、木下指導主事、塩路指導主事、林指導主事

傍聴者： 11名

4. 議事概要

(1) 答申について

討議内容

A委員：傍聴を認めることについてよろしいか。

全員：異議なし。

A委員：今日は最終回になる。今日は提言書(案)を検討し、了解をいただきたいと考える。また、今日、微調整があるかも知れないが、大きく変わることがなければ、委員長と副委員長に一任していただきたいと考える。本日は、事前に配付している提言書(案)について、事務局より概要の説明をしてもらい、その後、「学校選択制」と「今後の教育のあり方」について審議していただきたい。

事務局：提言書(案)について説明

A委員：学校選択制についてご意見をいただきたい。学校選択制は、前回、議論になったが結論が出ていなかったと思う。学校選択制については17ページに示した5つの方法が考えられるが、 から については採用しない方向だったと思う。しかし、 の中学校の部活動の有無により学校を選択する学校選択は、結論が出ていなかったと思う。今回の提案としては、「就学を指定された中学校に希望する部活動がない場合、希望する部活動がある最寄りの中学校に就学を許可する。」と言うことである。この議論を進めるに当たり、考慮しなければいけないのは、現在、県の方で検討されている「中学校通学区域の弾力的運用の在り方について(仮題)」の動向、もう一つは、導入によって生じることが懸念される小規模校の更なる小規模化のことである。そのようなことを考慮しながらも、今回はある一定の結論を出さなければいけないと考える。

A委員：その後、県の動向はどうか。

事務局：県は8月ぐらいに指針がでると聞いている。細かな点については分からない。市としては、その動向を見ながら今後、検討していきたいと考えている。

A委員：県は、運動部活動を学校選択の要件として認める方向か。

事務局：そのように聞いている。

B委員：部活動以外の意見になるが、以前に小学校から中学校に進学する場合、大変少人数の児童だけが違う中学校に進学するという現状があるという話だった。そ

のような地域の子どもは学校選択を許可しても良いのではないかと思う。

A委員 : 今、いただいた意見は、P 17の(3)のことになると思うので、そのことについては、又後ほど議論することにし、まずは、部活動に関する選択のことについてご意見をいただきたい。

C委員 : 大規模校間では可能だろうと思うが、問題は小規模校との間だと思う。子どもに視点をあてて考えると、生徒がやりたい部活動を行えることは良いことだと思うが、地域の学校をどう育てていくかという視点で考えると、生徒数が減少するなどの課題もあり、どうかと思う。私はA中学校の校長であるが、A中学校の校長としては忸怩たる思いがある。ただ、部活動による学校選択にも色々な方法があり、どの方法を取り入れるかによって変わってくると思う。また、生徒の通学方法等も課題となってくるのではないかと考える。

A委員 : 今の意見にもあったが、学校選択をすることにより通学距離が長くなった場合、生徒の通学に関する費用について、どのような補助や支援を考えているのか。選択した生徒に対して、補助や支援をしていくのか。その点を考えなければいけないと思う。A中学校では合同部活動を行っていると聞いているが、今はどのようにしているのか。

C委員 : 保護者が送迎をしている。

A委員 : 私もそうなると思う。それが筋だと思う。県はその点についてどのような考え方が。

事務局 : そこまで分かっていない。

D委員 : 本宮・中辺路・龍神等の地域で、どうしても地元にはない運動部活動に入りたいというならば、その部活動のある学校に入学を認めると言うことか。そうなる通学に関する負担も大きなものになり、様々な課題も生じてくることになると思う。

E委員 : 以前から通学の時間や距離については議論をしてきた。しかし、選択を導入してその中で通学時間を考えると、今までの40分以内であるとかの議論が無駄になると思う。だから、学校選択と通学時間は別のものとして考える必要があると思う。

A委員 : その通学に関する負担を考慮してもまだ、部活動を優先させたいということだと思う。

C委員 : 今の規定では、各学校に部活動があり、その中で人数が足りないと合同部活動を行うことができるとなっている。そこで、提言書(案)のP 35を見ると様々な部活動があるが、この中には合同部活動をしているものも入っている。このような状況の中で、部活動による学校選択を導入すると、ある保護者は学校選択をして遠くの学校に通うことを選択するかも知れないし、また、ある保護者は、自分の学校に必要な部活動を新設してほしいと要望してくるかも知れない。色々な要望が出て、大変複雑になってくるのではないか。もし、田辺市内で部活動による学校選択を許可していくのであれば、もう少し、各学校の部活動の開設状況を公表して検討していかなければいけないのではないか。

A委員 : 部活動による学校選択を導入するならば、それによる生徒の流動を考慮して各学校の部活動を整理すると言うことか。計画的に各学校に部活動を配置すると

いうことか。

C委員 : そうでないで混乱が生じてくると思う。提言には少し趣旨がずれるかも知れないが。

A委員 : 提言書にそこまで書き出すと収集がつかなくなるかも知れない。

A委員 : 今までの意見を聞いていると、様々意見があり、提言書に盛り込むのは難しいのではないかと思う。

F委員 : 現在、合同でやっているところもあると思うが、それを考慮に入れながら考える必要があるとも思う。大きな学校同士で学校選択を導入しても大きな混乱はないと思うが、先程から議論されているように小規模校も同じように学校選択を導入すると沢山の課題が生じてくると思う。だから、合同部活動もうまく組み合わせながら、工夫をして運用していくことも考える必要があると思う。提言書では曖昧な表現になってしまうかも知れないが。

A委員 : そのような趣旨はP 27に記載されている。

G委員 : 県の教育委員会の方から、運動部活動に関する学校選択の方向性が出されるということであるが、才能のある、運動に秀でた子どもたちの能力を伸ばすことは良いことだと思う。運用とか細かなところは検討しなければいけない点はあると思うが、検討する余地はあると思う。

A委員 : 県の方は、今、言われたようにスポーツの得意な子どもを集めて、鍛えて、国体とか、それ以上のところで活躍させたいと考えているようである。しかし、私の考えであるが、一部の子を優遇して教育することは、義務教育の範疇では良くないと思う。だから、全ての子どもを対象にした部活動の学校選択を導入しては、という議論が出てくるのだと思う。県の方もこのような議論がなされていると思う。

A委員 : 中学校生活においては、部活動の持つ教育効果は大きいと思う。自分が進学する学校に入部したい部活動があるかないかは大変大きいと思う。自分の行いたい部活動が、自分の入学した学校にない場合、入りたい部活動がある学校に入学することを認めてくれということは、ある種当然のことも思える。

D委員 : 市町村の枠を越えて入学するのも可能なのか。例えば、大塔中から上富田中に入学するというのも可能なのか。

A委員 : それは無理かも知れないが、何とも言えない。

H委員 : 小学校時代から野球をやっている子で、才能があれば、中学校の野球部に入部せずにクラブチームに入部しているという話を聞いたことがある。水泳なんかにおいても、中学校の部活動よりスイミングスクールを優先させる傾向にあるようだ。保護者の立場からすると、子どもが上を目指したいと言うと、そのようにするのはないかと思う。私も子どもが大きくなり、子どもが希望すればそうするかも知れない。

A委員 : 現在はそのような状況も出てきているのも事実である。先ほど中学教育において部活動は大変大きな意味があると言ったが、今の話は、その領域を越えているといえる。

H委員 : だから、自分の子どもが希望するならば、送迎してでも入学させたいと思う保護者が多くいるのではないかと思う。

- F委員 : 野球以外にはあまりないのではないかと。水泳ぐらいではないかと。
- 事務局 : サッカーもある。
- I委員 : クラブチームのように個人の能力を伸ばすために参加する活動と、集団での力をつけるために参加する活動とでは、目的が少し違うところがあるように思う。中学校の部活動では全く自由に部活動を選ばせるより、合同部活動のような取組において、活動を保障していく方が良いのではないかとと思う。
- A委員 : P 27のところ、合同部活動を進めることを示しているのに、P 17のところは、県の動向を見ながら検討していくということしか載せない。これでどうでしょうか。
- J委員 : 利点と課題があるので、部活動による学校選択の是非をまとめるのは難しいと感じる。
- A委員 : つまり、「利点と課題があり、結論に至らなかった。」が良いのではないかと。「県の動向を見て検討する。」でいきたいと思う。
- A委員 : 次にB委員から指摘があった(3)の1つの小学校から別れて複数の中学校に進学する問題についてであるが、これも今までも議論されているがなかなか明快な結論に達していない。だから、提言書(案)はこんなに短い文章になっているのだと言えると思う。この提言書(案)では「できるだけ同じ小学校からの卒業児童は、同じ中学校に進学するのが望ましい」と書きながら、「歴史的背景等難しい面もあるので、地域・保護者と十分に協議することが必要である。」とまとめている。だから、今後は地域の校区協議会等で話をし、まとめたいただきたい。先送りにしているという感は否めないが、今までの議論では明確な結論は出せなかったと思う。
- B委員 : 1, 2人が違う中学校に進学することについてであるが、卒業したあとみんなと違う学校に進学することを、子どもは望んでいるのか。地域や子どもが望んでいるのか。このことについては早く解決してあげなければいけないと思う。だから、学校選択の については検討の余地があるのではないかとと思う。
- K委員 : これについては、校区協議会との兼ね合いが出てくるのではないかとと思う。1人や2人やから、別の学校に行けるとは簡単にいかないと思う。
- B委員 : 簡単にいかないから、その子どもたちは学校選択をできるようにしてやらなければいけないのではないかと。
- K委員 : 学校選択ができる地域や、学校選択を許可する人数とかを細かく決めなければいけなくなり、大変難しいと思う。
- I委員 : 旧市内の校区は大変複雑であり、地域によっては入り組んだところもある。これについてはこれで又改めて検討する必要があると思う。学校のあり方検討委員会だけで議論するのは難しいと考える。
- B委員 : 1人2人だけが別れて進学することについてはどうかと思う。自分の子どもがその立場だったらやはり困ると思う。
- I委員 : 少ない地域で希望をとり学校選択をさせると校区が成り立たないところが出てくると思う。だから難しいと思う。
- A委員 : 先送りになり、すっきりしないところはあるが、提言書(案)のままいきたいと思う。

- I 委員 : 旧田辺では校区に関して複雑なところがあり、今までも校区審議会を立ち上げ検討し、校区の見直しを行ってきた。しかし、まだすっきりしていないところがある。
- D 委員 : 「地域や保護者と十分に協議する必要がある。」これにつけるのではないか。
- A 委員 : 様々な問題があると思うが、提言書(案)の内容でいくということによろしいか。
- A 委員 : 続いて、P25の(4)のことについて検討していただきたい。以前からも議論をしてきているが、今、検討しているこの学校の適正配置・適正規模は、適正配置や適正規模にすることが目的ではなく、そのことによって充実した教育活動が展開できるようにすることが目的である。だから、新しい学校規模、新しい学校配置にするとともに、創意工夫した教育活動などを提案し、それを実践しなければいけないと思う。そして、そのことを教員みんなが理解し、一人ひとりが努力していかなければならない。そのことを最後に書いている。統合した学校の明るい未来を描くためには、提言書(案)に書いているような4つの取組が必要である。一つは異校種間の交流である。全国各地で小中連携や小中交流が盛んになっており、その教育効果も報告されている。今回の統廃合の案を見ると、旧町村では1小1中の配置になっている。そこで小中一貫校をつくり特色ある学校をつくることを進めていけばと思う。そうすることで小中併せて150人の適正規模に近づくのではないかと考える。また、小中の連携だけではなく幼稚園や保育所との連携も必要でないかと思う。0歳から15歳までの子どもを、一貫して教育するシステムの構築などが検討されればと考える。教育委員会が中心になってカリキュラムの作成も検討する必要があると思う。2つ目が、地域との新しい交流と連携についてである。学校規模が大きくなると地域が広がる。そうすると、地域との連携は今まで以上に必要になってくる。そのためには新しい工夫が必要になってくる。具体的には「コミュニティー・スクール」とか本宮地域で行われている「学校支援地域本部事業」などの取組を進めていくことである。また、東陽中学校のように公民館を校内につくるとか。新しく大きくなった地域との交流に工夫が必要である。3つ目は、同じ校種の交流である。全国には様々な取組があるので参考にしながら進めていただきたい。4番目は、教員についてであるが、公教育を担う教師であると同時に、田辺市の教師であるという自覚を持って、教育の充実に努めてほしいと思う。このような提案であるがどうか。以前、環境教育の重要性が議論されたが、当然、このことも(2)の中に含まれてくる。
- J 委員 : 東陽中学校の新校舎は、和歌山県で初めて公民館と中学校が併設されている。静岡県にはあるそうだが、和歌山県では初めてである。しかし、同じ建物の中に入っているので、施設の利用等、運営は難しい面もあると聞いたが。
- A 委員 : 学社融合の観点から考えると、このような公民館併設の方向は、間違っていないと思う。
- I 委員 : 田辺東部小のように建物が離れているものもあれば、東陽中学校のように一体になっているものもあるが、学社融合の観点から考えると大変重要な取組だと思う。

- A委員 : それでは次に全体を通してご意見をいただきたいと思う。
- A委員 : P 1 9 の通学距離についてだが、小学生が 4 k m の距離を徒歩で 3 0 分では行けないのではないかと。2 k m になるのではないかと。現実的でないと思うが。
- 事務局 : 2 k m の間違いである。
- A委員 : 小学校の自転車はどうか。自転車の通学は中学生ではないかと。また、中学生の通学距離や時間についての記述はないがその点についてはどうか。
- 事務局 : 検討委員会の中で、小学校より少し中学生が通学に関する距離や時間の許容範囲が大きくなるということで、小学校を基準として載せている。だから、中学校はこの表より少し許容範囲が広いと考えていただければと思う。
- A委員 : 小学校も自転車通学の子どもがいるのか。
- I委員 : 一部の学校である。上秋津小や秋津川小などである。
- A委員 : これでよろしいか。細かな訂正はあるかも知れないが、これは委員長と副委員長に一任とすることよろしいか。
- 全 員 : 異議なし。
- A委員 : それでは、9 回にわたり議論をしていただき、良い議論ができたと思う。それぞれの委員さんからはバランスのとれた良い意見をいただいたと思う。子ども達のことを第一に考えた意見をいただき、素晴らしいものができたと感じている。地域も当然大切であるが、この会では地域よりも子ども達を第一に考え議論を重ねてきた。大変有意義な会になったと思う。L 委員は本日欠席であるが、貴重な意見をいただいているのでお目を通していただきたい。教育を中心にした議論をいただき感謝している。
- D委員 : 個人の意見としてだが、昨年 1 1 月より始まった「あり方検委員会」に参加して感じたことを述べさせていただく。まず、学校のあり方に関する難問題に取り組んだ田辺市教育委員会の勇気に対して敬意を払う。また、委員長を外部からお招きしたことについて、私は大変良かったと思っている。理由としては、学校教育という大変重大な問題に対して、内輪で解決しようとするとしても閉鎖的になって偏った考え方が先行し、後で後悔することになるのではないかと考えるからである。私は、委員長を個人的に存じていないが、学校のあり方とか、あるいは教育のあり方等について、研究されている大変有名な教授であると聞いている。この先生の下で、膨大な資料の作成に少しでも参加、携われたことについて感謝している。また、今回作成した学校をよくするという検討委員会の提言書が、県外のモデルになることを期待している。そして、最後に、私のような無知なもので、対等に意見を聞いて下さったことに対して感謝と御礼を申しあげる。
- A委員 : これで閉会する。